

しじょうなわてしきょういくたいこう
四條畷市教育大綱

れいわ 令和3（2021）年— ねん れいわ 令和7（2025）年度 ねんど

れいわ 令和2（2020）年10月 ねん がつ



1 はじめに

本市では、平成26年度を初年度に、教育委員会が主体となり、教育に関する総合的、横断的な施策を掲げた「教育振興ビジョン」を策定し、これを平成27年度に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に規定する大綱としても位置付けてきました。このことから、市長と教育委員会の合意の基、理念等を定める教育大綱と、理念を踏まえつつ、基本方針並びに分野ごとに施策等を示す教育振興基本計画を併せた一体的なものとして、教育振興ビジョンをこれまで運用してきましたが、計画期間の終了を迎えるにあたり、本市の教育に対する普遍的な理念と基本方針を定める「四條畷市教育大綱」を策定することといたしました。なお、分野ごとの施策をまとめた教育振興基本計画については、本大綱をふまえ、教育委員会において策定を予定しております。

2 根拠法令

本大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき策定しました。

3 大綱の期間

本大綱の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。なお、国の動向、社会・教育情勢の変化等に伴い、必要に応じて見直す場合があります。

4 教育大綱の位置づけ

本大綱は、根拠法令に基づき、総合教育会議での協議を経て、市長が策定するもので、本市の教育行政の基盤と位置付けるものであり、「基本理念」、「基本方針」から成り立っています。

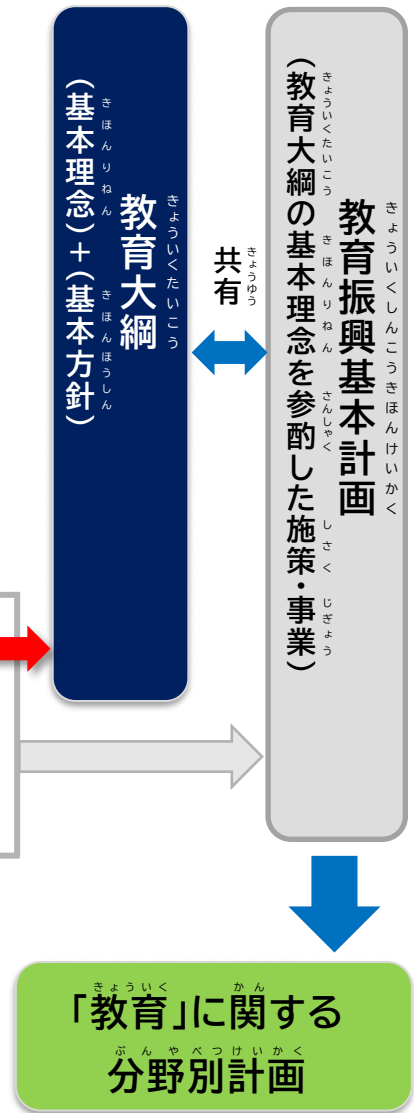
市長と教育委員会は、四條畷市教育大綱に基づき、連携・協力し、それぞれの権限と責任において本市の教育行政を推進していきます。

しじょうなわて しきょういくたいこう たいけいず
四條畷市教育大綱の体系図

だい じしじょうなわて し そうごうけいかく
第6次四條畷市総合計画

しじょうなわてし きょういく せいけいず
四條畷市の教育の総合的な計画

分野	施策
第1章 自然環境の保全を図り、快適な暮らしを実現する基盤づくり	1 公園と緑の保全 2 道路の充実 3 生活環境の保持 4 環境負荷の低減 5 水環境の整備
第2章 賑わいと魅力を創造し、まちを元気にする活力づくり	1 協働と参画の推進 2 地域経済を支える産業の活性化 3 観光の振興 4 公共交通の充実と安全対策 5 計画的な都市整備
第3章 地域が、潤い、やすらぎ、生きがいに包まれる環境づくり	1 人権尊重の社会形成 2 防災、減災 消防、救急の推進と充実 3 市民生活に及ぶ防犯と多様な危機への対策 4 地域福祉の醸成と自立支援の充実 5 子育て、子育て支援の充実 6 高齢者福祉の充実 7 障がい者福祉の推進 8 健康づくりの推進と国民健康保険の適正運用
第4章 学び、文化、スポーツから働きかける夢づくり	1 教育の充実 2 青少年の健全育成 3 生涯学習の推進 4 生涯スポーツの振興 5 歴史、文化の保存と継承 6 国際、文化交流の醸成
第5章 確かな未来を築く 行政財政運営に向けた体制づくり	1 効率的、効果的な行政運営

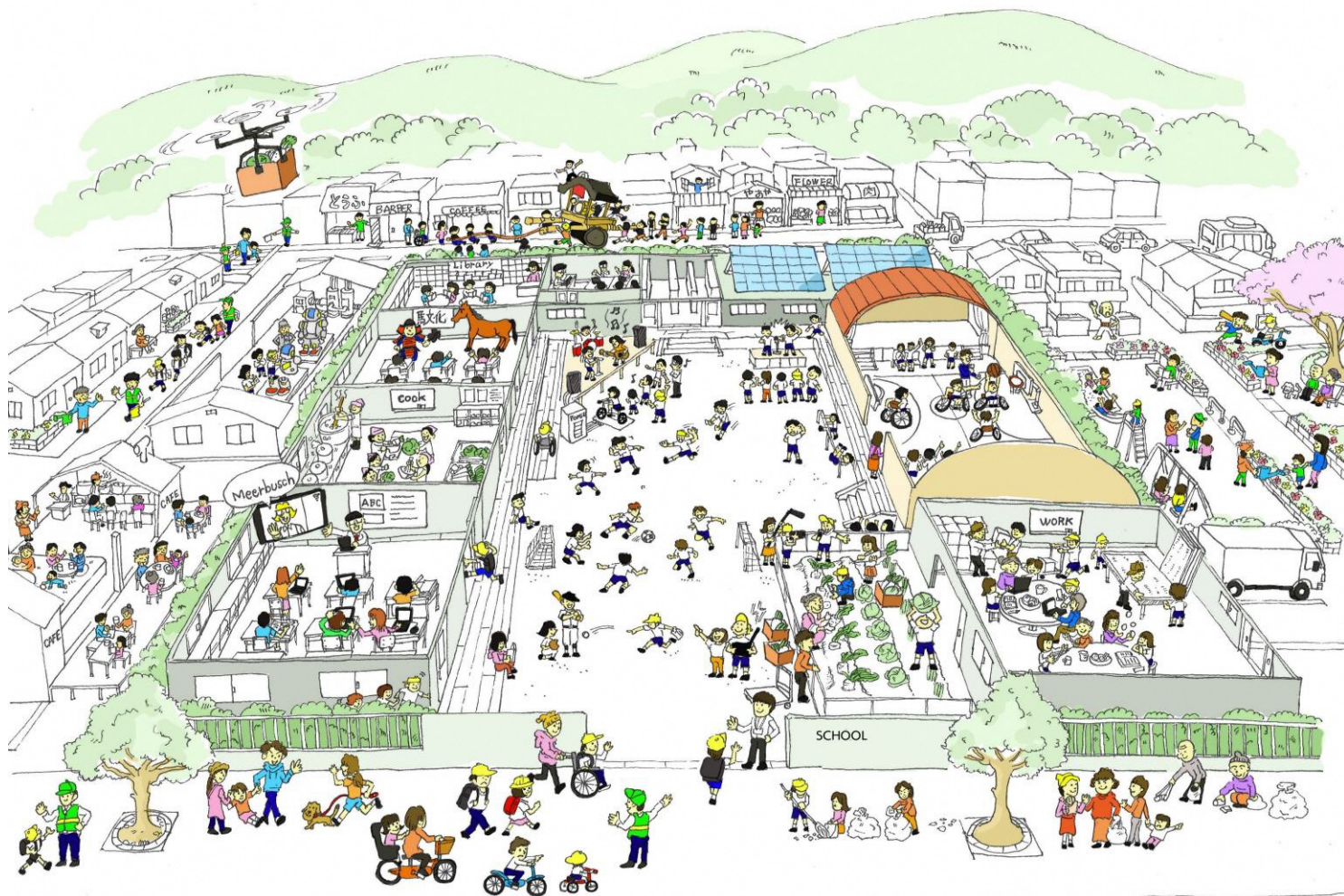


ほんし さいじょういけいかく いちづ だい じしじょうなわてし そうごうけいかく い か そうごうけいかく
本市の最上位計画に位置付ける第6次四條畷市総合計画（以下、総合計画）
は、5つの分野にわたり基本的な施策を定めております。本大綱は、将来を担う
こどもたちの生きる力を育む観点から、総合計画に定める教育分野のなかで
も、子どもたちの育ち、学び、健やかな成長について、重点を置き、策定してい
ます。

いっぽう きょういくいんかい さだ きょういくしんこうきほんけいかく きょういくたいこう きほんりねん さんしゃく
一方、教育委員会が定める教育振興基本計画は、教育大綱の基本理念を参酌
し、教育振興に向けた施策を総合的、計画的に進めるための四條畷市の教育の
総合的な計画であり、具体の取組みに際しては、総合計画に定める行動指針をふ
まえ、分野別計画を策定のうえ、本市の教育行政を推進していきます。

個性をみんなで活かすまち

子どもたち一人ひとりには、それぞれ違った個性があります。そうした異なる個性について、自分自身はもちろん、他者についても受け止め、認め合えることが大切です。どんな個性でも活きる分野が必ずあります。環境の変化が激しく、より複雑性が増す現代社会において、生きる力を育む観点からも、そうした個性を、家庭や学校をはじめ、地域や事業者等を含めた複数の主体みんなで活かし、伸ばしていきたい。そういう想いを込めて、本市の教育に対する普遍的な理念を「個性をみんなで活かすまち」としました。



きょういく たい きほんりねん こせい い いめーじず
教育に対する基本理念 “個性をみんなで活かすまち” 【イメージ図】

(1) めざす子ども像

それぞれの違いを認め合える子ども

子どもたちは、それぞれ好きなものや嫌いなものが違えば、得意なことや苦手なことも違います。そうした自分自身の個性を、まずは自分自身で受け止めることができ、また、他者からも認められることで、自己肯定感が高まり、自分も他者も大切にできるようになります。

さらに、自己肯定感が高まることで、自分の可能性を信じる力や、責任ある行動をとる力、困難を乗り越える力が育まれ、生きる力が育まれると考えます。

自分の個性と他者の個性、それぞれの違いを認め合える、大切にできる子どもに育ってほしいと考えます。

(2) めざす教職員像

チームで子ども理解に注力している教職員

子どもたち一人ひとりに個性があるように、教職員にもそれぞれの得意分野があります。さまざまな強みを持つ教職員が、それぞれ支えあい、補完しあうことで1つのチームとなり、子どもたちに向き合うことで、大きな育む力が生まれます。

そして、教職員がチームとして、子どもたち一人ひとりを観察し、子どもの個性を十分に把握、分析することで、子どもに対する理解が深まります。その理解を基に、教職員は子どもの可能性を伸ばしていくことが大切です。

また、教職員は、子どもに対する理解を深めたいという一人ひとりの個性が活きる集団づくりについても、子どもたちに働きかけていくことで、子どもたちが社会に参画し、生き抜く力が育まれると考えます。

(3) めざす学校像 がっこうぞう

連携して子どもを育む学校 れんけい こ はぐく がっこう

子どもを育むためには、家庭や学校以外に、地域住民や事業者の他、NPO、ボランティア団体など、さまざまな主体が学校と連携し、そのつながりを大事にしながら、地域全体で子どもたちを支えることが必要です。

学校の内外で、地域住民等が子どもたちと一緒にボランティア活動を実施したり、地域行事等に参加するなど、主体的に子どもたちと関わることで、子どもたちが社会性を身につけていく機会が生まれるとともに、多様な働き方や生き方を学ぶことができると思います。

きほんほうしん
基本方針 1

こ
子どもの “やってみよう” を伸ばす教育

こ
子どもが、さまざまなことに興味、関心をもち、自分の意思で、挑戦しようと思
おも こうどう
い、行動できるという主体性を育むことが大事であると考えます。自分で考
おも しゅたいせい はぐく だいじ かんが じぶん かんが
え、行動できる力を身に付けることで、自己肯定感が高まり、可能性を広げること
こうどう ちから み つ じ こうていかん たか かとうせい ひろ
とができると考えます。

そのため、教職員は子ども理解に努め、子どもの主体性を伸ばす教育に取り
きょうしょくいん こ りかい つと こ しゅたいせい の きょういく と
く
組みます。

きほんほうしん
基本方針 2

こ
子どもの “やってみたい” が叶う環境

こ
子どもたちは、一人ひとりの特性に応じて習熟度等に違いがあることから、そ
ひとり とくせい おう しゅうじゅくどう ちが
れぞれの状況に適した学びの実現が望まれるものであり、そういった環境が
じょうきょう てき まな じつげん のぞ かんきょう
せいび
整備されることで、子どもの自ら学ぶ意欲も高まると考えられます。

また、近年においては、さまざまな事情で学校に通うことが困難な子どもたち
きんねん じじょう がっこう かよ こんなん こ
も増えてきており、学校以外の居場所や、自宅などの状況下でも適切な教育が
ふ がっこういがい いぼしょ じたく じょうきょうか てきせつ きょういく
受けられることが必要です。

このようなことから、子どもみづか とく く おも ちょうせん
教育環境の整備をめざします。

基本方針 3

教職員が“学び支え合える”学校

現在、子どもの貧困や児童虐待、不登校の増加などといった課題や、グローバル化や情報技術の進化など、学校を取り巻く状況は、大きく変化してきています。そのため、教職員は、これまで担ってきた以上に様々な対応が必要となることから、共に学び、共に支え合うとともに、教職員以外の専門能力スタッフも交えた組織として取り組むことが重要です。よって今後は、そうした体制の構築や環境整備をめざします。

基本方針 4

福祉と教育の“切れめない”支援

子どもが幼児期から発達、成長していくなか、就学前、就学時、卒業後といったそれぞれのステージにおいて、子どもの学びと育ちに関する情報を適切に引継ぐなど、連携を図ることが重要です。特に支援が必要な子どもに対応できるよう、子どもの居場所づくりも含め、本市の教育委員会と福祉部局などの関係機関は、より連携する必要があります。すべての子どもの発達段階を通じた一貫性のある切れめない支援体制の構築に取り組みます。

基本方針 5

“おせっかい”が活きる共同体

本市の良さである思いやりのある“おせっかい”の心。地域住民等が子どもたちと関わりを持つことで、子どもたちの社会性が育まれるとともに、地域住民等にとっても新たな気づきがあります。同様に、教職員と保護者や地域住民等が、共に学び、支え合うため、進んで力や知恵を出し合うことで、お互いにとってより良い関係が育まれると考えます。
子ども、保護者、教職員、地域住民等が、ともに育ちあうような共同体づくりに取り組みます。

しじょうなわて し きょういくたいこう たいけいず
四條畷市教育大綱の体系図

きほんりねん
基本理念

こせい い
個性をみんなで活かすまち

きょういくぞう
めざす教育像

こぞう
(1) めざす子ども像

ちが みと あ こ
それぞれの違いを認め合える子ども

きょうしよくいん
(2) めざす教職員

ちーむ こ りかい ちゅうりよく きょうしよくいん
チームで子ども理解に注力している教職員

がっこうぞう
(3) めざす学校像

れんけい こ はぐく がっこう
連携して子どもを育む学校

きほんほうしん
基本方針

きほんほうしん
基本方針 1

こ の きょういく
子どもの“やってみよう”を伸ばす教育

きほんほうしん
基本方針 2

こ かな かんきょう
子どもの“やってみたい”が叶う環境

きほんほうしん
基本方針 3

きょうしよくいん まな ささ あ がっこう
教職員が“学び支え合える”学校

きほんほうしん
基本方針 4

ふくし きょういく き しえん
福祉と教育の“切れめない”支援

きほんほうしん
基本方針 5

い きょうどうたい
“おせっかい”が活きる共同体

しじょうなわてしきょういくたいこう
四條畷市教育大綱

れいわ ねん がつ
令和2（2020）年10月

はっこう しじょうなわてしそугоうせいさくぶ ひしよせいさくか
発行：四條畷市総合政策部秘書政策課

じゅうしょ おおさかふしじょうなわてしなかのほんまち ばん ごう
住所：〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号

だいひょう
TEL：072-877-2121（代表）

だいひょう
0743-71-0330（代表）

FAX：072-879-9701